



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年1月24日金曜日 第2539号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課).....	41
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	(").....	41
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示.....	(森林整備課).....	41
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課).....	42
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課).....	42
道路の区域変更(県道新居浜東港線).....	(").....	42
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局今治支局環境保全課).....	42
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課).....	44
新たな土地改良事業の施行の認可.....	(").....	44
道路の区域変更(一般国道441号外).....	(南予地方局管理課).....	44

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....	(公営企業管理局総務課).....	44
--------------------	-------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第96号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、今治市玉川町鬼原、高野、小鴨部、中村、鈍川、畑寺、別所、八幡及び同市菊間町田之尻並びに長坂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年1月24日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・今治西部地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年1月27日から2月24日まで
- 縦覧場所
今治市役所玉川支所及び菊間支所

○愛媛県告示第97号

市営土地改良事業(ほ場整備事業・畑寺地区)の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年1月24日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書

- 縦覧期間
平成26年1月27日から2月24日まで
- 縦覧場所
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第98号

保安林の指定施業要件の変更(平成25年11月15日愛媛県告示第1240号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年1月24日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
北宇和郡鬼北町大字日向谷2048、2049	北宇和郡日吉村大字下鍵山甲183番地6 赤松松雄	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字日向谷2055	高知県高岡郡梶原町梶原東1387番地 高橋昭介	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷2061	北宇和郡日吉村大字父野川乙1720番地 山本種季	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷2074	北宇和郡日吉村大字日向谷甲835番地1 浜名一	地上権者
北宇和郡鬼北町大字日向谷2074	北宇和郡日吉村大字日向谷甲839番地 木下愛明	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷2074	東宇和郡宇和町大字鬼窪1番耕地270番地 竹田裕輔	"

- 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第99号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（道路計画）
- 2 作業期間 平成25年 9月 6日から
平成26年 1月10日まで
- 3 作業地域 伊予郡松前町の一部

○愛媛県告示第100号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-24)第1357号	平成24年 9月 6日	(株)朝倉商店	青野 重富	今治市別名甲208-1	平成25年 12月19日	管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業	建設業の廃止
(般-24)第16097号	平成24年 4月18日	(株)かめでん	岡田 一功	新居浜市泉宮町7-1	平成25年 12月19日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-24)第15205号	平成24年 12月10日	メインマリーン(株)	杉尾 英正	四国中央市中之庄町1700	平成25年 12月20日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-22)第9846号	平成22年 7月 3日	愛新緑花園	渡邊 元	今治市新谷甲593	平成25年 12月25日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、造園工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市田の上一丁目886番から 同市田の上一丁目881番13まで	旧	メートル 3.8～8.2	キロメートル 0.083	
			新	6.2～8.6	0.083	

○愛媛県告示第102号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 1月24日

愛媛県今治保健所長 廣 瀬 浩 美

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

飛鳥建設株式会社
神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
代表取締役社長 伊藤 寛治

2 事業場の名称及び所在地

朝倉トンネル作業所
今治市朝倉南丙17-1

3 特定施設に関する事項

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特 定 施 設 の 能 力	毎時22.5立方メートル
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後14日後

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6 最大 9	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14日後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	沈殿槽		
処理施設の型 式	自然沈降		
処理施設の構 造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 2.0メートル、横 2.0メートル、高さ 1.5メートル		
処理施設の能力	毎時4立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000	通常 200 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6 最大 9	通常 6 最大 9

備考 処理水は、混練用水等に再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14日後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	濁水処理施設		
処理施設の型 式	スギジェット式シックナー		
処理施設の構 造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 6.5メートル、横 10.0メートル、高さ 6.0メートル		
処理施設の能力	毎時30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 190 最大 305	通常 190 最大 305

備考 処理水の一部は、事業場内にて再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.04 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 100 最大 195

○愛媛県告示第103号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市坂本地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 1月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第104号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市田窪土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・外分地区)の施行を平成25年11月13日認可した。

平成26年 1月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿1886番1地先から 同町大字生田1177番2まで	旧	メートル 5.0~44.0 10.0~34.0	キロメートル 0.278 0.253	
			新	10.0~34.0	0.253	
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川下1251番2から 同大字1305番地先まで	旧	3.6~9.1 14.4~30.0	0.275 0.261	
			新	14.4~30.0	0.261	

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 1月24日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約4,500,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 5528
 - (2) 入札書の受領期限
平成26年3月10日（月）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付等
ア 交付期間
平成26年1月24日（金）から2月21日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成26年3月10日（月）午後1時30分
愛媛県立中央病院 3階 カンファレンス会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成26年2月21日（金）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条に

おいて例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 500 000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 10 March 2014
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 5528